G_{25} ＝ 0.030
G_{26} ＝ 0.029
G_{27} ＝ 0.022
G_{28} ＝ 0.0218
G_{29} ＝ 0.0011
G_{30} ＝ 0.00105
$G_{元}$ ＝ 0.00064

H_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に規定する構造耐震指標（以下「Is 値」という。）が 0.3 未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

I_{14} ＝ 0.030
I_{15} ＝ 0.032
I_{16} ＝ 0.032
I_{17} ＝ 0.028
I_{18} ＝ 0.027
I_{19} ＝ 0.026
I_{20} ＝ 0.02656
I_{21} ＝ 0.02810
I_{22} ＝ 0.032
I_{23} ＝ 0.031
I_{24} ＝ 0.030
I_{25} ＝ 0.030
I_{26} ＝ 0.029
I_{27} ＝ 0.022
I_{28} ＝ 0.0218
I_{29} ＝ 0.0011
I_{30} ＝ 0.00105
$I_{元}$ ＝ 0.00064

J_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分

G_{25} ＝ 0.030
G_{26} ＝ 0.023
G_{27} ＝ 0.022
G_{28} ＝ 0.0012
G_{29} ＝ 0.0011
G_{30} ＝ 0.00105

H_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に規定する構造耐震指標（以下「Is 値」という。）が 0.3 未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

I_{14} ＝ 0.031
I_{15} ＝ 0.032
I_{16} ＝ 0.032
I_{17} ＝ 0.028
I_{18} ＝ 0.027
I_{19} ＝ 0.026
I_{20} ＝ 0.02661
I_{21} ＝ 0.032
I_{22} ＝ 0.032
I_{23} ＝ 0.031
I_{24} ＝ 0.030
I_{25} ＝ 0.030
I_{26} ＝ 0.023
I_{27} ＝ 0.022
I_{28} ＝ 0.0012
I_{29} ＝ 0.0011
I_{30} ＝ 0.00105

J_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える